

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第20号

京都市昼間里親規則の一部を改正する規則

京都市昼間里親規則の一部を次のように改正する。

第11条第3項を同条第4項とし、同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 同一世帯から3人以上昼間里親に保育される場合においては、年長の順序に従って3人目以後の児童に係る保育料は、徴収しない。

別表備考3及び4を次のように改める。

3 同一世帯に幼稚園若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定する認定こども園をいう。）に入園し、又は特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。以下同じ。）に在学している児童（3歳以上の児童に限る。）又は児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3に規定する里親に養育され、若しくは児童福祉施設等に入所している児童がある場合において、当該児童が1人のときは、徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とし、当該児童が2人以上のときは、保育料は、徴収しない。

4 3の児童福祉施設等とは、次に掲げる施設をいう。

(1) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

(2) 法第7条第6項に規定する指定医療機関のうち法27条第2項の規定

による委託が行われているもの

- (3) 障害者自立支援法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設
(同項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。)

別表備考5中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「並びに第41条の19の3第1項」を「及び第41条の19の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市昼間里親規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成20年4月分の保育料から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年4月分から6月分までの徴収額について、改正後の規則を適用した場合の額を超えて支払った者があるときは、その支払った金額と改正後の規則を適用した場合の徴収額との差額に相当する額を、その者の平成20年7月分以後の徴収額から減額する。
- 4 前項の規定により難しい場合の経過措置は、所轄局長が定める。

(保健福祉局子育て支援部保育課)